

軽自動車税の身体障害者等に対する減免について

前橋市では、身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者（以下「身体障害者等」といいます。）の通学、通院、通所又は日常生活のために使用し、かつ一定の条件を満たす場合、納期限内の申請により軽自動車税が全額減免となります。

なお、普通自動車に関する税金の減免については、群馬県自動車税事務所（027-263-4343）へお問い合わせください。

1 減免申請の条件

賦課期日（4月1日）現在において、前橋市内で使用しており、障害の程度などの条件が減免の対象となっている方は、減免の申請ができます。

※障害の程度などの条件は、下記「4 減免の対象となる範囲」を参照してください。

2 減免申請の期間と場所

期間	5月上旬に納税通知書が発送されてから納期限日（通常は5月末日）までの開庁日
場所	前橋市役所2階市民税課34番窓口（支所では受付できません）
郵送	郵送でも申請を受け付けています。下記の必要書類①から④の写し、⑤及び（2）を市役所市民税課まで送付してください。（①は障害者の住所・氏名、障害名・等級がわかるページ）

※納期限日を過ぎた年度途中の減免申請はできません。

納期限日までに申請をされなかった方、4月2日以降に軽自動車を取得された方、4月2日以降に障害の程度が該当となった方は、翌年度の賦課期日（4月1日）に減免対象となっていることを確認した上で、翌年度の申請期間に減免申請を行ってください。

3 減免申請に必要な書類等

（1）必要な書類等

- ① 手帳（必要事項を記入しますので、下記のうち該当するものの原本を持参してください）

身体障害者	知的障害者	精神障害者	戦傷病者
身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳 及び 自立支援医療受給者証（精神通院）	戦傷病者手帳

- ② 減免を受けようとする軽自動車を運転される方の運転免許証

- ③ 自動車検査証（車検証）又は軽自動車届出済証

※電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も持参してください。

- ④ 納税義務者のマイナンバー（個人番号）が確認できる物（マイナンバーカード等）

※「軽自動車税の納税義務者」とは、自動車検査証（車検証）、軽自動車届出済証の「所有者・使用者」の欄（所有権留保の場合は使用者欄）又は標識交付証明書の「納税義務者」の欄に記載されている方です。

- ⑤ 軽自動車税減免申請書（窓口及びホームページにあります）

- ⑥ 軽自動車税納税通知書

（2）一定の場合のみ必要となる書類

- 生計を一にする方が運転する場合

別居	生計同一誓約書（窓口及びホームページにあります）
同居（世帯分離含む）	誓約書不要

- 常時介護する方が運転する場合

常時介護誓約書（窓口及びホームページにあります）

4 減免の対象となる範囲

減免の対象となる範囲は、身体障害者等の区分によりそれぞれ次表のとおり限定されています。

区分（手帳の色）		納税義務者	軽自動車の運転者	障害の程度
赤色	身体障害者	本人	本人	別表1
			生計を一にする方 又は常時介護する方	別表2
		生計を一にする方	本人	別表1
			生計を一にする方	別表2
緑色	知的障害者	本人	本人	療育手帳に「A」判定 の表示がある場合
			生計を一にする方 又は常時介護する方	
		生計を一にする方	本人	
			生計を一にする方	
水色	精神障害者	本人	本人	精神障害者保健福祉 手帳に「1級」判定の 表示があり かつ「自立支援医療受 給者証（精神通院）」が 交付されている場合
			生計を一にする方 又は常時介護する方	
		生計を一にする方	本人	
			生計を一にする方	
黒色	戦傷病者	別表3		

※「生計を一にする方」とは、原則として同居の方です（世帯分離していても、親族でなくても関係なし）。「生計を一にする方」が運転する場合、身体障害者等の通院等のための運転が1週間につき1日以上又は一か月につき4日以上である必要があります。

※「常時介護する方」とは、身体障害者等（障害者のみで構成される世帯又はこれに準じる運転できないのみで構成される世帯に限る）と別居している方で、身体障害者等の通院等のため1週間につき3日以上運転している方です。なお、常時介護に該当する場合、対象となる車両は身体障害者等名義の軽自動車のみです。

別表1 身体障害者等本人が運転する場合

障害の区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害							
聴覚障害							
平衡機能障害							
咽頭摘出による音声機能障害							
上肢機能障害							
下肢機能障害							
体幹機能障害							
乳幼児期以前の非進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢機能						
	移動機能						
心臓機能障害							
じん臓機能障害							
呼吸器機能障害							
ぼうこう又は直腸の機能障害							
小腸の機能障害							
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害							
肝臓機能障害							

別表2 生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合

障害の区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害							
聴覚障害							
平衡機能障害							
咽頭摘出による音声機能障害							
上肢機能障害							
下肢機能障害							
体幹機能障害							
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能						
	移動機能						
心臓機能障害							
じん臓機能障害							
呼吸器機能障害							
ぼうこう又は直腸の機能障害							
小腸の機能障害							
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害							
肝臓機能障害							

別表3

障害の区分	別項	1項	2項	3項	4項	5項	6項	1款	2款	3款
視覚障害	★	★	★	★	★					
聴覚障害	★	★	★	★	★					
平衡機能障害	★	★	★	★	★					
咽頭摘出による音声機能障害										
上肢機能障害	★	★	★	★						
下肢機能障害	★	★	★	★						
体幹機能障害	★	★	★	★	★					
心臓機能障害	★	★	★	★						
じん臓機能障害	★	★	★	★						
呼吸器機能障害	★	★	★	★						
ぼうこう又は直腸の機能障害	★	★	★	★						
小腸の機能障害	★	★	★	★						
肝臓機能障害	★	★	★	★						

■ 運転者が身体障害者等本人

☆ 運転者が生計を一にする方又は常時介護する方

(「常時介護する方が運転する場合」は、納税義務者が身体障害者等本人の場合に限る。)

5 注意していただきたいこと

(1) 減免は1人1台です

身体障害者等に対する軽自動車税の減免は、身体障害者等1人に対して主として使用する軽自動車等1台（普通自動車等も含む）に限られています。県税である自動車税が減免となった年度の軽自動車税は、減免されません。

(2) 前橋市内で使用する車に限ります

自動車検査証（車検証）、軽自動車届出済証の「使用の本拠の位置」又は標識交付証明書の「定置場」が前橋市になっていても、4月1日までに転出し、市外で使用されている車両は、減免の対象となりません。転出先の標識に変更する必要がありますので、標識を変更した上で、転出先の自治体で減免の相談をしてください。

(3) 個人として使用する車に限ります

自動車検査証（車検証）又は軽自動車届出済証に「事業用」と記載されている車両は、減免の対象となりません。

(4) 身体障害者等のために日常的に使用する車に限ります

減免申請時点（継続減免申請時も同様）で身体障害者等が1か月以上の長期にわたり入院又は施設等に入所されている場合は減免の対象となりません。ただし、通院や一時帰宅等のために身体障害者等を乗せて週に1日（又は月に4日）以上運転する場合や、減免を受けようとする年度中に退院・退所し、その後身体障害者等のために使用する予定であるときは、減免の対象になる場合もあります。

(5) お持ちの運転免許証の条件にあった車に限ります

運転免許証に付された条件にあった車両でないと減免の対象となりません。

（例）オートマチック車に限る、手動ブレーキに限る等

(6) 使用実態等を実際に確認することがあります

車両の使用実態等を確認する必要がある場合は、申請後に調査を行い、減免の承認・不承認の決定を行うことがあります。調査後に減免が不承認となった場合、軽自動車税を全額納めていただきます。

(7) 福祉タクシー利用券を利用することができなくなります

軽自動車税の減免を受ける場合、障害福祉課から福祉タクシー利用券の交付を受けることはできません。詳しくは障害福祉課（027-220-5711）へお問い合わせください。

(8) マイタクのサービスを受けることができなくなる場合があります

軽自動車税の減免を受ける場合、マイタクのサービスを受けることができなくなる場合があります。詳しくは交通政策課（027-898-5844）へお問い合わせください。

(9) 納期限日を過ぎた年度途中の減免申請はできません

納期限日までに申請をされなかった方、4月2日以降に軽自動車を取得された方、4月2日以降に障害の程度が該当となった方は、翌年度の賦課期日（4月1日）に減免対象となっていることを確認した上で、減免申請を行ってください。

6 翌年度も継続して減免を希望される場合

減免が承認された年度以降は、毎年12月頃に「軽自動車税の減免に関する状況調査書」を郵送します。継続して減免を希望される方は、必要事項を記入の上、必ず期限まで提出してください。提出された調査書をもとに翌年度も継続して減免が受けられるか審査します。減免条件を満たしている場合は、減免が継続されます。

前橋市役所 市民税課 諸税係

TEL 027-898-5842・5843（直通）

WEB <http://www.city.maebashi.gunma.jp/>

FAX 027-224-1321

「前橋市役所」「軽自動車税」「減免」で検索

